

## 福井県スポーツまちづくり推進機構 規約

### (名称)

第1条 本組織は、福井県スポーツまちづくり推進機構（以下「本機構」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本機構は、スポーツ大会の誘致やスポーツイベントの企画・開催、県内スポーツチームの応援など、スポーツを通じて地域活性化を図るため、県、市町、経済団体、観光団体、スポーツ団体、大学、報道機関等の関係団体が一体となって取り組みを推進することを目的とする。

### (事業)

第3条 本機構は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) スポーツ大会、スポーツイベント等の誘致
- (2) スポーツチームの応援
- (3) 県内スポーツ施設、スポーツイベントの国内外への情報発信
- (4) スポーツ人材の育成、会員相互の交流
- (5) その他本機構の目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第4条 本機構の会員は第2条に掲げる本機構の目的に賛同する別表の団体とする。

### (役員)

第5条 本機構に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は、福井県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、福井県交流文化部長をもって充てる。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、本機構を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(総会)

第7条 総会は、会長が招集する。

2 総会は、次の事項について審議する。

(1) この規約の改廃に関する事

(2) 本機構の事業計画および事業報告に関する事

(3) その他本機構の運営に係る重要な事項に関する事

3 総会の議長は、会長が指名する。

4 総会の議事については、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(事業年度)

第8条 本機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第9条 本機構の事務局は、福井県交流文化部スポーツ課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本機構の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規約は令和2年3月23日から施行する。

## 別表

2020年10月末現在

分野	団体
自治体 (18)	福井県 福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町
経済団体 (2)	一般社団法人福井県商工会議所連合会 福井県商工会連合会
観光団体 (6)	公益社団法人福井県観光連盟 一般社団法人若狭湾観光連盟 坂井市丸岡観光協会 一般社団法人永平寺観光物産協会 一般社団法人南越前町観光連盟 一般社団法人若狭美浜観光協会
スポーツ団体 (31)	公益財団法人福井県スポーツ協会 しあわせ福井スポーツ協会 福井県レクリエーション協会 公益財団法人坂井市スポーツ協会 美浜町スポーツ協会 一般財団法人福井陸上競技協会 一般財団法人福井県水泳連盟 一般社団法人福井県サッカー協会 福井県テニス協会 福井県ボート協会 福井県ボクシング連盟 福井県バレーボール協会 一般社団法人福井県バスケットボール協会 福井県ソフトテニス連盟 福井県軟式野球連盟 福井県相撲連盟 福井県フェンシング協会 福井県ソフトボール協会 福井県バドミントン協会 一般財団法人福井県剣道連盟 福井県山岳連盟 福井県アーチェリー協会 福井県少林寺拳法連盟 福井県アイスホッケー連盟 福井県ゴルフ協会 福井県トライアスロン協会

スポーツ団体 (31)	福井県ライフセービング協会 美山地区テニス協会 総合型地域スポーツクラブ福井県連絡協議会 福井県スケートボード協会 福井県なわとび協会
大学 (8)	国立大学法人福井大学 公立大学法人福井県立大学 学校法人金井学園福井工業大学 学校法人福井仁愛学園仁愛大学 公立大学法人敦賀市立看護大学 学校法人新田塚学園福井医療大学 学校法人福井仁愛学園仁愛女子短期大学 国立高等専門学校機構福井工業高等専門学校
報道機関 (6)	株式会社日刊県民福井 株式会社福井新聞社 日本放送協会福井放送局 福井テレビジョン放送株式会社 福井放送株式会社 福井エフエム放送株式会社
スポーツ チーム (5)	福井ワイルドラブターズ 福井ユナイテッドFC 北陸電力ブルーサンダー 福井丸岡RUCK 福井クラブ
その他の企 業、NPO、団体 等 (3)	まちづくり福井株式会社 CHEER CREWS エーアイきっずくらぶ株式会社

会員数 合計 79 団体 (順不同)